

もりかど通信

2017冬
vol.6



所長弁護士 村上和也

新年のご挨拶

謹啓

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も所員一同、皆様にご満足頂ける法的サービスを心がける所存でございますので、何卒、昨年同様の御厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

昨年、私は、弁護士登録10周年を迎えました。

思いがけず、多くの方に御祝いしていただき、皆様への感謝

の思いとともに、改めて、弁護士としての使命感と身の引き締まる思いを感じています。

この10年を振り返ってみると、さまざまな葛藤や糾余曲折がありました。しかし、多くの方々に御祝いしていただいたことで、「依頼者に寄り添ってより良い事件解決を目指す」という弁護士としての自分の理念に自信を持つことが出来ました。

今後も、その理念を軸として、皆様の御心に添えるよう、所員一同、業務に邁進してまいりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

さて、昨年の相談内容の傾向をみてみると、中小企業の方々からの債権回収、契約書・労使関係に関する御相談を多く受けました。

また、急速に進む高齢化の現状を踏まえ、成年後見制度の重要性が注目されていることから、介護関係者より依頼を受け、介護関係のセミナーにおいて成年後見制度をテーマとして講義もさせていただきました。

そのことから、弊所に求められる主な役割は、地域の中小企業の皆様を、法的サポートを通して後押しするとともに、成年後見や遺言作成といった地域の高齢者の方々に寄り添った法的支援やアドバイスを行うことであると考えています。

特に、「成年後見業務」については、「2025年問題」や「少子高齢化」といった言葉のとおり、それに伴う様々な問題が発生することが予測されていることから、今後ますます、高齢化社会の受け皿としての役割が重要になってくると思われます。

そこで、弊所は、地域に根ざした法律事務所として、成年後見に関する手続き等のお手伝いはもとより、市民後見人へのサポート、成年後見を受任可能なNPO法人の設立等のサポートにも、尽力していきたいと考えております。

本年も、なお一層ご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白



成年後見制度 その1

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

ご本人が十分に判断する能力がなくなった場合、銀行から生活費を下ろすことも、あるいは、老人ホームに入所する契約を締結することもできません。このような場合、ご本人のかわりに契約を締結したり、財産を守ったりしてくれるのでです。

この成年後見制度には、すでに判断能力が不十分になった段階で行う「法定後見制度」と、判断能力が不十分になる前にご本人自身が契約を結んでおく「任意後見制度」と2種類あります。

法定後見制度

ご本人の判断能力が十分でない場合、配偶者、4親等内の親族、市町村長などが家庭裁判所に申立を行い、ご本人の判断能力の程度に応じて、後見人（判断能力が全くない場合）、保佐人（判断能力が著しく不十分な場合）、補助人（判断能力が不十分な場合）を選任してもらいます。これが「法定後見制度」です。

後見人には財産管理についての全般的な代理権が与えられます。これにより財産管理・介護施設への入所契約などが行えることになります。

保佐人や補助人についてもそれぞれ所定の権限が定められ、ご本人の財産を守ることになります。

成年後見人の仕事の柱は「財産管理」および「身上監護」と言われます。具体的には、前者は年金等収入の管理、預貯金の管理、各種支払いの管理等、後者は介護サービス契約の締結、施設との入所契約等です。

身上監護とはいっても、成年後見人の仕事はあくまで手続的なサポートに限られるため、食事の世話などの実際の介護を成年後見人が直接行うことはありません。

任意後見制度

現在のところご本人に十分な判断能力があるものの、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ自分が選んだ者（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書により締結します。

公正証書を作成するには公証人に契約内容を確認してもらう必要がありますが、その手配も弁護士が担当させていただきます。

そして、ご本人の判断能力が低下した場合、ご本人、配偶者、任意後見受任者、4親等内の親族などの申立により、家庭裁判所が任意後見監督人（任意後見人を監督する者）を選任することにより後見が開始します。

そして、任意後見人は任意後見契約の内容に基づきご本人の財産を守ります。



□電車でお越しの方

- 京阪電車「守口市駅」西出口（南側）より徒歩1分
- 地下鉄谷町線「守口駅」3番出口より徒歩8分

□お車でお越しの方

- ビルには駐車場がございませんので、近隣有料駐車場をご利用ください。



守口門真総合法律事務所

〒570-0056 大阪府守口市寺内町2丁目7番27号
富士火災守口ビル5階

TEL 06-6997-7171

守口門真総合法律事務所
<http://murakami-law.org/>